

大学院博士全科生の再入学に関する規程

平成26年2月19日
放送大学規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学大学院学則（平成22年放送大学規則第4号。以下「大学院学則」という。）第21条第2項に規定する再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再入学資格)

第2条 本学大学院の博士全科生として再入学できる者は、次の各号に該当する者とする。

- 一 本学大学院の博士全科生として在籍し、退学した者
- 二 本学大学院の博士全科生として再入学したことがない者

(再入学の許可)

第3条 再入学は、再入学する年次の研究指導体制に余裕があるときに、許可することができる。

(所属プログラム)

第4条 再入学者の所属プログラムは、退学前と同一のものとする。

(選考)

第5条 再入学者の選考は、別に定める書類及び面接により行う。

(修業年限及び在学年数)

第6条 再入学後の修業年限は3年とする。

2 再入学者の退学前の在学年数は、再入学後の在学年数として認定する。ただし、3年を超える在学年数については、再入学時において3年とみなす。

(既修得単位の認定)

第7条 再入学者の既に履修した授業科目及び修得した単位については、審査のうえ、その全部を認定することができる。

附 則（平成26年2月19日）

この規程は平成26年4月1日から施行する。